

発議第3号

岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月14日

(提出者) 議会運営委員会

委員長 吉本勸曜

岩出市議会会議規則の一部を改正する規則

岩出市議会会議規則の一部を改正する規則（平成18年岩出市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ議長に届け出て、欠席することができる。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ委員長に届け出て、欠席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。